

**学校記入欄**

平成 年 月 日

保 護 者 様

魚津市立道下小学校

校長 松原 仁美

**出 席 停 止 の お 知 ら せ**

学校保健安全法第19条により下記のとおり出席停止の扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置を取られるようにお願いします。

記

1 児童・生徒氏名 第 学年 組 氏名 \_\_\_\_\_

2 理 由 インフルエンザ 百日咳 風しん 麻しん  
水痘 流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱  
その他の感染症( ) の疑い

3 期 間 発病から医師が感染症の予防上支障なしと認めた日まで

※ 平成 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) まで ( 日間) ※は後日記入

**主治医記入欄**

**登 校 許 可 証 明 書**

学 校 長 様

病名 \_\_\_\_\_

登校許可日 平成 年 月 日

診断日 平成 年 月 日

主治医氏名 \_\_\_\_\_

**《学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準》**

- ・インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ・百 日 咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
- ・麻 し ん・・・解熱した後3日を経過するまで
- ・流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・風 し ん・・・発しんが消失するまで
- ・水 痘・・・すべての発しんかさぶたになるまで
- ・咽 頭 結 膜 热・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎・・・病状により学校等において感染のおそれがないと認めるまで

※この用紙は登校される際に必ず学校へお返しください。